

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社小池龍太不動産鑑定士事務所
桐生(県)5-1	群馬県	群馬第3	氏名	不動産鑑定士 小池 龍太
鑑定評価額	16,500,000 円	1㎡当たりの価格	36,900 円/㎡	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 8年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 8年 7月 8日	(6) 路線 価	[令和 8年 1月]	31,000 円/m ²
(2)実地調査日	令和 8年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	倍
					倍率種別	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに 「住居表示」等					桐生市本町六丁目字六丁目3 7 1 番 2	地積 (㎡)	448 ()	法令上の規制等			
	形状	敷地の利用の現況		周辺の土地の利用 の状況	接面道路の状況	供給 処理施設 状況	主要な交通施設との 接近の状況		商業 (80, 400) 防火			
	1:2.5	銀行 R C 2		店舗、銀行等が建ち 並ぶ既成商業地域	南東18m県道	水道、 ガス、 下水	桐生 560m	(その他) (100, 400)				
(2) 近隣 地域	範囲	東 50 m、西 30 m、南 190 m、北 80 m					標準的使用	2 階建程度の低層店舗事務所併用地				
	標準的画地の形状等		間口 約 20 m、奥行 約 25 m、規模					500 ㎡程度、形状 ほぼ長方形				
	地域的特性	特記 事項	店舗、事務所等が混在する 中心商業地域		街 路	1 8 m 県道	交通 施設	桐生駅 東方560m	法令 規制	商業 (100, 400) 防火		
	地域要因の 将来予測	市街中心部の商業地域であるが店舗の閉鎖、公共施設や飲食店への移行も見られることから、中心業種は小売から飲食店へと移行していくものと予測される。地価は弱含み傾向で推移するものと予測する。										
(3) 最有効使用の判定	2 階建程度の低層店舗事務所併用地						(4)対象基準地 の個別的要 因	ない				
(5)鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法	比準価格				37,600 円/㎡						
	収益還元法	収益価格				23,700 円/㎡						
	原価法	積算価格				/ 円/㎡						
	開発法	開発法による価格				/ 円/㎡						
(6)市場の特性	同一需給圏は桐生市を中心とする商業地域及び混在住宅地域。需要者は服飾、飲食店を中心に幅広い業種の商業事業者が想定される、駐車場が確保されていない画地が多く郊外幹線道路沿いの商業地に顧客が流出しており、店舗の閉鎖が多く、土地需要は減退している。取引される価格帯にはばらつきがあり、中心となる価格帯を見出せない状況である。											
(7)試算価格の調整・ 検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	市街中心部の商業地域ではあるものの、土地価格に見合う賃料水準が形成されていないため収益価格が低位に試算された。対象標準地の主たる需要者は顧客誘引型の飲食・物販店舗用地を求める自己利用目的の一般法人・個人事業者等で、取引価格の水準を指標に意思決定することが通常であることから、比準価格を重視し、収益価格を比較考量のうえ、前年標準価格等からの検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 規 格 公示 価格 とした	□ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の規準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他
	公示価格 円/㎡		[] 100	100 []	100 []	[] 100						
(9) 指定 から の 検 討	指定基準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/㎡		[] 100	100 []	100 []	[] 100						
(10) 対 象 基 準 地 の 前 年 標 準 価 格 等 か ら の 検 討	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 37,100 円/㎡				価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	[一般的 要 因]	国内景気の回復基調や良好な金融環境の下、不動産市場は堅調ではあるものの、未だ弱含み傾向の地域も存し地域毎に濃淡がみられる。					
	-2 基準地が共通地点（代表標準地等と 同一地点）である場合の検討 ■ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 桐生5-1 公示価格 37,000 円/㎡											
	変動率 年間 -0.5 % 半年間 -0.3 %											
						[地 域 要 因]	行政の活性化策、民間主導による地域復興等により小規模飲食店の需要を始め底打ちしつつある。					
						[個別的 要 因]	個別的要因に特に変動はない。					

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	(有)前原不動産鑑定システム
桐生(県)5-2	群馬県	第3	氏名	不動産鑑定士 前原 徹児
鑑定評価額	2,880,000 円	1㎡当たりの価格	35,600 円/㎡	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 8年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 8年 7月 7日	(6)路線価	[令和 8年 1月]	29,000 円/m ²
(2)実地調査日	令和 8年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	倍
					倍率種別	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在地及び地番並びに 「住居表示」等		桐生市錦町一丁目1020番6 「錦町1-9-12」				地積 (㎡)	81 ()	法令上の規制等					
	形状	敷地の利用の現況		周辺の土地の利用 の状況		接面道路の状況	供給 処理施 設状況	主要な交通施設との 接近の状況		商業 (80, 400) 防火				
	1:2	店舗兼住宅 RC4		小規模店舗併用住宅 、事務所が混在する 商業地域		南西13m市道		水道、 ガス、 下水	桐生 800m	(その他) (100, 400)				
(2) 近隣 地域	範囲	東 150 m、西 50 m、南 50 m、北 0 m					標準の使用	低層店舗事務所併用地						
	標準的画地の形状等		間口 約 6.5 m、奥行 約 13 m、規模		85 ㎡程度、形状 長方形									
	地域的特性	特記 事項	特にない		街 路	13m市道	交通 施設	桐生駅 南方800m		法令 規制	商業 (80, 400) 防火			
	地域要因の 将来予測	市役所に近い既成商業地域であるが、商業基盤は衰退傾向にあり混在住宅地域へと移行していく可能性を有するものと予測する。なお地価は割安感が出つつあること等から、徐々に下落縮小傾向で推移するものと予測する。												
(3)	最有効使用の判定						低層店舗事務所併用地		(4)対象基準地 の個別的 要因	ない				
(5)鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法		比準価格				36,000 円/㎡							
	収益還元法		収益価格				20,300 円/㎡							
	原価法		積算価格				/ 円/㎡							
	開発法		開発法による価格				/ 円/㎡							
(6)市場の特性	同一需給圏は桐生市における幹線道路沿い及びその背後の商業地域。需要者は、県内の小売店等を営む法人及び併用住宅の取得を希望する個人等である。人口減少等による地域の衰退等の影響及び複合型商業施設への顧客流出並びにオンラインショッピングの普及による影響等から、空き家等が目立ちつつあり物件の市場滞留期間が長期化している。なお取引件数が少なく、市場の中心となる価格帯は見いだすづらい状況にある。													
(7)試算価格の調整・ 検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	評価対象不動産の存する近隣地域は、自己使用目的の取引が多く商業用賃貸市場の成熟が低い地域であること及び混在住宅地域へと移行しつつあること等から、土地価格に見合う賃料徴収ができず、収益価格は低位に求められる傾向にある。よって本件においては、比準価格を中心に、収益価格を関連づけ、代表標準地との均衡に留意のうえ、上記のとおり鑑定評価額を決定した。													
(8) 公示 価格 とした	■ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 桐生5-1		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の規準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	地域 要因	街路 +3.0 交通 +2.5 環境 -2.0 行政 0.0 その他 0.0		
	公示価格 37,000 円/㎡		[99.7] 100	100 [100.0]	100 [103.5]	[100.0] 100	35,600							
(9) 指定 からの 検討 標準地	指定基準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他		
	前年指定基準地の価格 円/㎡		[] 100	100 []	100 []	[] 100								
(10) 対象 基準 地の 前	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 35,800 円/㎡			価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	[一般的 要 因]	県南東部に位置する都市で人口減少及び高齢化率が高いことによる地域の衰退等の要因から、全体的に不動産市場は低迷している。								
	-2 基準地が共通地点（代表標準地等と 同一地点）である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡					[地 域 要 因]	中心部に比較的近い商業地域であるが、店舗の廃止等も目立ちつつあり不動産需要は弱含みである。							
							[個別的 要 因]	個別的要因に変動はない						
	変動率	年間	-0.6 %					半年間	%					

鑑定評価書（令和8年地価調査）

令和8年7月8日提出
桐生(県)5-3 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	吉澤不動産鑑定士事務所株式会社
桐生(県)5-3	群馬県	群馬第3	氏名	不動産鑑定士 吉澤 卓
鑑定評価額	4,230,000 円	1㎡当たりの価格	41,500 円/㎡	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和8年7月1日	(4)鑑定評価日	令和8年7月6日	(6)路線価	[令和8年1月] 路線価又は倍率 倍率種別	34,000 円/㎡ 倍
(2)実地調査日	令和8年6月15日	(5)価格の種類	正常価格			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	桐生市末広町1166番18外「末広町2-9」	地積(㎡)	102	法令上の規制等	商業(80,400)防火
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況
	不整形1:1.2	ホテルS6	低層の小売店舗が建ち並び市の中心商業地域	南西18m県道	水道、ガス、下水	桐生370m
						(その他)(100,400)
(2)近隣地域	範囲	東100m、西300m、南150m、北50m	標準的使用	低層店舗事務所併用地		
	標準的画地の形状等	間口約9.0m、奥行約11.0m、規模100㎡程度、形状長方形				
	地域的特性	特記事項	特にない	街路	18m県道	交通桐生駅東方370m
				施設		法令規制
	地域要因の将来予測	個人商店を中心とした中心部の既成商業地域であり、閉鎖店舗が散見されるなど商業集積は衰退傾向にある。人口減少等を背景に需要は弱く、当面、地価は下落基調で推移するものと予測される。				
(3)最有効使用の判定	低層店舗事務所併用地		(4)対象基準地の個別的要因	ない		
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	42,100 円/㎡			
	収益還元法	収益価格	23,600 円/㎡			
	原価法	積算価格	/ 円/㎡			
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡			
(6)市場の特性	同一需給圏は桐生市内の商業地域一円である。需要者は主に小売店、飲食店、事務所等の利用を目的とする個人、法人等が想定される。中心市街地の商業地域であるが、商圏人口の減少や郊外大型店への顧客流出等により空洞化が進んでいることから、需要は低迷している。近隣地域内での土地取引が少ない上、利用目的等により価格が一定していないので、需要の中心となる価格帯を把握するのは困難である。					
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域内は自用の店舗等が中心のため、収益性に特化した賃貸用不動産に係る市場成熟度は低い。そのため土地価格に相応する賃料水準の形成力が弱いので、収益価格は低位に試算されており、信頼性は相対的に低い。比準価格は多数の取引事例に基づいて求められたため実証性が高いと判断される。従って、比準価格を重視し、収益価格を関連づけ、更に代表標準地との検討を踏まえて鑑定評価額を決定した。					
(8)公示価格	■代表標準地 □標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の規準価格(円/㎡)
	桐生5-1					
	公示価格	[99.7] 100	100 [100.0]	100 [89.1]	[100.0] 100	41,400
	37,000 円/㎡					
(9)指定からの検討	指定基準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格(円/㎡)
	前年指定基準地の価格	[] 100	100 []	100 []	[] 100	
	円/㎡					
(10)対象基準地の検討	-1 対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 42,500 円/㎡ -2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡ 変動率 年間 -2.4 % 半年間 %	一般的要因 県南東部の中心都市。中心部周辺は人口減と高齢化が顕著な上、郊外商業地域への顧客流出などもあり、商業需要は減退傾向で推移。 地域要因 中心市街地の商業地域であり、特段の変動要因は認められないが、閉鎖店舗が散見されるなど、緩やかな衰退傾向にある。 個別的要因 個別的要因に変動はない。				

鑑定評価書（令和8年地価調査）

令和8年7月8日提出
桐生(県)5-4 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社小池龍太不動産鑑定士事務所	
桐生(県)5-4	群馬県	群馬第3	氏名	不動産鑑定士	小池 龍太
鑑定評価額		40,200,000 円		1㎡当たりの価格	34,800 円/㎡

1 基本的事項

(1)価格時点	令和8年7月1日	(4)鑑定評価日	令和8年7月8日	(6)路線価	[令和8年1月] 路線価又は倍率	円/㎡ 倍
(2)実地調査日	令和8年6月15日	(5)価格の種類	正常価格		倍率種別	
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに 「住居表示」等		桐生市相生町一丁目字桜塚3 1 9 番 1 3				地積 (㎡)	1,156 ()	法令上の規制等					
	形状	敷地の利用の現況		周辺の土地の利用 の状況		接面道路の状況	供給 処理施 設状況	主要な交通施設との 接近の状況		近商 (80, 200)				
	1:1.2	店舗 S 1		小売店舗、飲食店舗 等が建ち並ぶ路線商 業地域		南東25m市道	水道、 下水	新桐生 1.4km		(その他)				
(2) 近隣 地域	範囲	東 195 m、西 170 m、南 60 m、北 0 m					標準的使用	低層店舗地						
	標準的画地の形状等		間口 約 30 m、奥行 約 35 m、規模		1,000 ㎡程度、形状 長方形									
	地域的特性	特記 事項	複合商業施設に近接した小 売店舗等が建ち並ぶ路線商 業地域		街 路	2 5 m市道	交通 施設	新桐生駅 北方1.4km		法令 規制	近商 (80, 200)			
	地域要因の 将来予測	低層店舗等の進出が多く、今後も路線商業地としての特性を維持していくものと思料する。なお、地価は緩やかながら 上昇傾向へと推移すると予測する。												
(3) 最有効使用の判定	低層店舗地						(4) 対象基準地 の個別的要 因	ない						
(5) 鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法	比準価格				35,500 円/㎡								
	収益還元法	収益価格				19,000 円/㎡								
	原価法	積算価格				/ 円/㎡								
	開発法	開発法による価格				/ 円/㎡								
(6) 市場の特性	同一需給圏は桐生市内の幹線道路及び準幹線道路沿いの商業地域一帯である。主たる需要者は飲食・物販店舗用地を求 める一般法人・個人事業者等である。路線商業地は業種・業態により需要者が求める条件は異なるため、立地・規模・ 画地条件等により取引価格には幅が見られることから、需要の中心価格帯を見出し難い。													
(7) 試算価格の調整 ・検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	広幅員の道路に面した路線商業地域ではあるものの、土地価格に見合う賃料水準が形成されていないため収益価格が低 位に試算された。対象標準地の主たる需要者は顧客誘引型の飲食・物販店舗用地を求める自己利用目的の一般法人・個 人事業者等で、取引価格の水準を指標に意思決定することが通常であることから、比準価格を重視し、収益価格を比較 考量のうえ、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。													
(8) 公示 規 格 標準とした 価格を	■ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 桐生5-1		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別 的要 因の 比較	対象基準地 の規準価格 (円/㎡)	内 訳	標準 化補 正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地 域 要 因	街路 交通 環境 行政 その他	-1.0 +9.0 -5.0 +3.0 0.0
	公示価格 37,000 円/㎡		[99.7] 100	100 [100.0]	100 [105.6]	[100.0] 100	34,900							
(9) 指定 からの 指定 検 定 地 討	指定基準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別 的要 因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳	標準 化補 正	街路 交通 環境 画地 行政 その他		地 域 要 因	街路 交通 環境 行政 その他	
	前年指定基準地の価格 円/㎡		[] 100	100 []	100 []	[] 100								
(10) 対 年 標 準 価 格 等 前 象 基 準 地 の 前	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 34,700 円/㎡ -2 基準地が共通地点（代表標準地等と 同一地点）である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡				価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	[一般的 要 因] 国内景気の回復基調や良好な金融環境の下、不動産市場は堅 調ではあるものの、未だ弱含み傾向の地域も存し地域毎に濃 淡がみられる。 [地 域 要 因] 広幅員の道路に面した路線商業地域で、人流の回復傾向が見 られ相応の需要が認められる。 [個別的 要 因] 個別的要因に特に変動はない。								
	変動率 年間 +0.3 % 半年間 %													

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社アイエヌ鑑定
桐生(県)5-5	群馬県	第3	氏名	不動産鑑定士 坂村 光昭
鑑定評価額	7,570,000 円		1㎡当たりの価格	22,400 円/㎡

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 8年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 8年 7月 3日	(6)路線価	[令和 8年 1月]	円/m ²
(2)実地調査日	令和 8年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率 倍率種別	1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに 「住居表示」等		桐生市新里町武井字鎮守7 0 3 番9 外				地積 (㎡)	338 ()	法令上の規制等			
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用 の状況	接面道路の状況	供給 処理施 設状況	主要な交通施設との 接近の状況		(都) (70 , 400)				
	1:2	店舗兼住宅 S2	店舗、営業所を中心 に住宅等が混在する 路線商業地域	北15.5m県道	水道、 下水	新里 180m		(その他)				
(2) 近隣地域	範囲	東 550 m、西 900 m、南 30 m、北 50 m				標準的使用	低層店舗住宅併用地					
	標準的画地の形状等		間口 約 12 m、奥行 約 20 m、規模		300 ㎡程度、形状 ほぼ長方形							
	地域的特性	特記 事項	県道沿いの路線商業地域	街 路	1 5 . 5 m県道	交通 施設	新里駅 北東方180m	法令 規制	(都) (70 , 400)			
	地域要因の 将来予測	旧新里村の中心部に位置する県道沿いの路線商業地域であり、概ね現状の利用状況にて推移するものと予測する。地価水準については、横ばい傾向で推移すると予測する。										
(3) 最有効使用の判定	低層店舗住宅併用地					(4)対象基準地 の個別的要 因	ない					
(5)鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法	比準価格			22,900 円/㎡							
	収益還元法	収益価格			10,400 円/㎡							
	原価法	積算価格			/ 円/㎡							
	開発法	開発法による価格			/ 円/㎡							
(6)市場の特性	同一需給圏は、桐生市、みどり市における幹線道路沿いの商業地域及びその背後の商業地域である。需要者の中心は飲食業、小売業を営む個人または法人である。当該地域は、旧新里村の中心部に位置する県道沿いの路線商業地域で周辺住民を主たる客層とし、旧新里村内において比較的商業施設の集積の程度進み交通量等も多く、土地需要は安定的である。取引が少なく取引目的も多様であるため、市場の中心的価格帯は把握困難である。											
(7)試算価格の調整・ 検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	低層事務所・店舗等も見受けられるが新規テナント需要が低迷しており、商業事業者向けの賃貸市場の成熟度は低く、土地価格に見合う賃料水準が形成されていないこと等から、収益価格は低位に試算された。比準価格は市内の類似地域に存する規範性の高い事例を中心に採用し試算したもので市場の実勢を反映しており説得力を有する。よって、比準価格を重視し、収益価格を比較考量して、指定基準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8) 規 格 公示 価格 とした	□ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号	時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の規準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地 域 要 因	街路 交通 環境 行政 その他	
	公示価格 円/㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100	[] 100						
(9) 指 定 から の 検 討 基 準 地	指定基準地番号	時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路	0.0	街路	+3.0
	みどり(県)5-2 前年指定基準地の価格 34,300 円/㎡	[101.2] 100	100 [102.0]	100 [151.9]	[100.0] 100	22,400			交通	0.0	交通	-18.5
									環境	0.0	環境	+81.0
(10) 対 象 基 準 地 の 前 年 標 準 価 格 等 の 検 討	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 22,400 円/㎡			価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	[一般的 要 因]	群馬県東部に位置する市の一つで、人口減少が著しく、高齢化率も高い。中心部の既存商業地は郊外型店舗に顧客流失し衰退傾向である。						
	-2 基準地が共通地点(代表標準地等と 同一地点)である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡					[地 域 要 因]	地域要因に格別の変動はないが、旧新里村の主要な幹線道路に接面し、交通量等が多く、土地需要は安定的である。					
	変動率 年間 0.0 % 半年間 %						[個別的 要 因]	個別的要因に変動はない。				

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	吉澤不動産鑑定士事務所株式会社
桐生(県)5-6	群馬県	群馬第3	氏名	不動産鑑定士 吉澤 卓
鑑定評価額	10,500,000 円	1 m ² 当たりの価格	36,500 円/m ²	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 8年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 8年 7月 6日	(6)路線価	[令和 8年 1月]	30,000 円/㎡
(2)実地調査日	令和 8年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等		桐生市新宿二丁目5 4 1 番7 外「新宿2 - 2 - 1 2」				地積 (㎡)	288 ()	法令上の規制等					
	形状	敷地の利用の現況		周辺の土地の利用の状況		接面道路の状況	供給 処理施設 状況	主要な交通施設との 接近の状況		準工 (60, 200)				
	1:1.5	店舗兼住宅 S2		小規模店舗、工場、 一般住宅等が混在する 地域		南西12.9m県道	水道、 下水	桐生 1.7km		(その他)				
(2) 近隣 地域	範囲	東 400 m、西 500 m、南 500 m、北 400 m					標準的使用	低層店舗住宅併用地						
	標準的画地の形状等		間口 約 15.0 m、奥行 約 20.0 m、規模 300 ㎡程度、形状 長方形											
	地域的特性	特記 事項	特にない		街 路	1 2 . 9 m県道	交通 施設	桐生駅 南東方1.7km		法令 規制	準工 (60, 200)			
	地域要因の 将来予測	低層店舗や一般住宅等が混在する路線商業地域であり、特段の変動要因は認められないが、閉鎖店舗が散見されるなど衰退傾向にある。人口減少等の影響から需要は低迷しており、地価は下落基調が継続すると予測される。												
(3) 最有効使用の判定	低層店舗住宅併用地						(4) 対象基準地 の個別的 要因	ない						
(5) 鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法	比準価格		37,000 円/㎡										
	収益還元法	収益価格		20,400 円/㎡										
	原価法	積算価格		/ 円/㎡										
	開発法	開発法による価格		/ 円/㎡										
(6) 市場の特性	同一需給圏は桐生市内の幹線道路沿いに位置する商業地域と路線商業地域である。需要者は飲食店、事務所等の利用を目的とする法人や個人事業者等が想定される。中小規模の店舗や事務所等を中心とする既存商業地域であるが、商圈人口の減少に加えて、大型複合商業施設等への顧客流出などの影響から需要は低迷している。近隣地域内での土地取引が少ない上、利用目的等により価格が一定していないので、需要の中心となる価格帯を把握するのは困難である。													
(7) 試算価格の調整・ 検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	近隣地域内は自用の店舗等が中心で、散見される賃貸物件は空店舗などから転化されたものが主体のため、収益性に特化した賃貸物件に係る市場成熟度は低い。そのため土地価格に相應する賃料水準の形成力が弱いので、収益価格は低位に試算された。比準価格は多数の取引事例に基づいて求められたため実証性が高いと判断される。従って、比準価格を重視し、収益価格を関連づけ、更に代表標準地との検討を踏まえて鑑定評価額を決定した。													
(8) 公示 標準 価格 とし た	■ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 桐生5-1		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の標準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	+2.0 +5.0 -11.5 +7.0 0.0
	公示価格 37,000 円/㎡		$\frac{99.7}{100}$	$\frac{100}{100.0}$	$\frac{100}{101.4}$	$\frac{100.0}{100}$	36,400		標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	+2.0 +5.0 -11.5 +7.0 0.0
(9) 指定 基準 地 の 検 討	指定基準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳	標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他		地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	
	前年指定基準地の価格 円/㎡		$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$			標準化 補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他		地域 要因	街路 交通 環境 行政 その他	
(10) 対 象 基 準 地 の 前 年 標 準 価 格 等 か ら の 検 討	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 37,100 円/㎡			変 動 状 況 の 要 因	一般的 要 因	県南東部の中心都市。中心部周辺は人口減と高齢化が顕著な上、郊外商業地域への顧客流出などもあり、商業需要は減退傾向で推移。								
	-2 基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡				地 域 要 因	桐生・岩舟線沿いの既存路線商業地域であり、閉鎖店舗が散見されるなどやや衰退傾向にあるが、地域要因に特段の変動は認められない。								
	変動率				個別的 要 因	個別的要因に変動はない。								
	年間 -1.6 % 半年間 %													

基準地番号	提出先	所属分会名	業者名	(有) 石川不動産鑑定士事務所
桐生(県)5-7	群馬県	第3	氏名	不動産鑑定士 石川 健太郎
鑑定評価額	31,700,000 円	1 m ² 当たりの価格	32,400 円/m ²	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 8年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 8年 7月 6日	(6)路線価	[年 1月]	円/m ²
(2)実地調査日	令和 8年 6月 15日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率 倍率種別	倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに 「住居表示」等		桐生市広沢町六丁目字田中 8 8 7 番 1 外				地積 (㎡)	977 ()	法令上の規制等	
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用 の状況	接面道路の状況	供給 処理施設 状況	主要な交通施設との 接近の状況		準工 (60, 200)		
	台形 1:2	店舗兼工場 S2	比較的規模の大きい 店舗、営業所、飲食 店等が立地する路線 商業地域	北東26m国道、 南東側道	水道、 下水	新桐生 3.7km		(その他) (70, 200)		
(2) 近隣 地域	範囲	東 700 m、西 300 m、南 50 m、北 100 m				標準的使用	低層店舗地			
	標準的画地の形状等		間口 約 22 m、奥行 約 45 m、規模		1,000 ㎡程度、形状 長方形					
	地域的特性	特記 事項	郊外型店舗、営業所、飲食 店等が建ち並び国道沿いの 路線商業地域	街 路	26.0m国道	交通 施設	新桐生駅 南東方3.7km		法令 規制	準工 (60, 200)
	地域要因の 将来予測	郊外型店舗、営業所等が建ち並び国道沿いの路線商業地域である。県内景気の回復基調を受け下落幅は縮小するものの格別の変動要因は見られないことから、下落傾向は継続すると予測される。								
(3)	最有効使用の判定		低層店舗地				(4)対象基準地 の個別的 要因	角地 +2.0		
(5)鑑定評価の手法 の適用	取引事例比較法		比準価格		33,000 円/㎡					
	収益還元法		収益価格		18,200 円/㎡					
	原価法		積算価格		/ 円/㎡					
	開発法		開発法による価格		/ 円/㎡					
(6)市場の特性	同一需給圏は桐生市及び周辺市内の幹線道路周辺に位置する商業地域。需要者は低層店舗地等として取得することを目的とする地元法人、個人等である。当該地域は郊外型店舗や営業所等が中心の路線商業地域であるが、桐生市は過疎化等の影響により衰退傾向が進行し、商況も低迷している為、土地需要は乏しい。近隣地域では土地取引は少なく、利用目的も一定ではない為、市場の中心となる価格帯を見出すことは困難である。									
(7)試算価格の調整・ 検証及び鑑定 評価額の決定の 理由	貸用と自用の店舗、営業所等が混在する路線商業地域であり、収益物件も期待できる地域である。幹線道路沿いの路線商業地域ではあるものの用途や規模は多様で適正賃料は見出しにくく、賃料の遅行性もあり収益価格は低位となった。自用物件としての売買も見受けられるので、比準価格を重視するが、収益価格も十分に関連付け、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8) 公示 価格 とした	■ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 桐生5-1		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の規準価格 (円/㎡)	内 訳 標準 化 補 正	街路 0.0 交通 0.0 環境 0.0 画地 0.0 行政 0.0 その他 0.0	地域 要因 街路 -3.0 交通 +24.5 環境 -10.0 行政 +7.0 その他 0.0
	公示価格 37,000 円/㎡		[99.8] 100	100 [100.0]	100 [116.3]	[102.0] 100	32,400			
(9) 指定 基準 地の 検討	指定基準地番号		時点 修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的 要因の 比較	対象基準地 の比準価格 (円/㎡)	内 訳 標準 化 補 正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域 要因 街路 交通 環境 行政 その他
	前年指定基準地の価格 円/㎡		[] 100	100 []	100 []	[] 100				
(10) 対象 基準 地の 前	-1 対象基準地の検討 ■ 継続 □ 新規 前年標準価格 32,700 円/㎡			価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	[一般的 要 因] 桐生市は高齢化率が県内でも特に高く、人口流出も継続している為、不動産需要は依然低迷している。					
	-2 基準地が共通地点（代表標準地等と 同一地点）である場合の検討 □ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡				[地 域 要 因] 交通量が多く郊外型店舗等が建ち並び国道沿いの路線商業地域であるが、周辺環境に変化も無い為、地価は下落傾向が継続。					
					[個別的 要 因] 個別的要因の変動は特に無い。					
	変動率 年間 -0.9 % 半年間 %									